

広島県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和4年3月31日

広島県警察本部長 森 内 彰

1 受託者

- (1) 名称 ワークステーション有限公司
- (2) 住所 広島市西区横川町二丁目9番1号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間